



権利の主体

訂正情報

とくになし。

フォローアップ

法改正

とくになし。

判例

とくになし。

補足情報（付加説明，参考文献紹介）

章の冒頭のリード文（49頁）

以下に，リード文の仮想事例に関する筆者の考えを開陳する。

ただし，法律学の問題に対する答えには，絶対的な正答というものはない。あくまで自分の頭で考えることが大事で，基本的な筋道さえ外れていないのなら，違った結論に至ったとしても，それはそれで尊重されるべき解答である。この点をぜひ忘れないでほしい。

まず，映画の著作物としての「レディアの大冒険」について。ナガタ君は，ムトーの発意の下，その職務として同ゲームを作成しているが，公表の際の著作名義はムトーではなく REX 社とされているから，著作権法 15 条 1 項の適用はない。よって，「レディアの大冒険」の著作者はナガタ君であり，ナガタ君は同ゲームに係る著作者人格権を享有する。著作権は，29 条 1 項によって映画製作者に帰属する。「レディアの大冒険」の製作を企画したのは REX 社だが，その製作の依頼を受け入れ（発意），責任を負う立場にあったのはムトーであると考えられるから，ムトーが 2 条 1 項 10 号にいう映画製作者に当たり，著作権を取得すると解してよからう（ムトーが同ゲームの製作について一切の経済的責任を負

わず、製作に要する支出のたびに REX 社の指示・承認を仰いでいたとすれば、話は別であり、その場合は REX 社を映画製作者とみるべき)。

映画音楽は、映画の著作物に複製されている著作物である。すなわち、オサフネさんは、「レディアの大冒険」という映画の著作物の共同著作者ではない(16条)。フリーのミュージシャンであるオサフネさんには、15条1項の適用もないから、オサフネさんが当該音楽についての著作者の権利を享有することになる。

次にプログラムの著作物としての「レディアの大冒険」について。プログラムに関しては、職務著作について公表の際の著作名義の要件はないから、ムトーが同プログラムの著作者であり、著作者人格権と著作権を享有する(ただし、本件のような委託制作の場合には、完成後、注文者(REX社)に著作権を譲渡することも併せて黙示的に合意されているとする見方もある)。ナガタ君は権利を有しない。

2 共同著作物の場合

III 共同で著作物を創作する (51頁)

とくに付記すべきことはないが、下記の拙稿において、映画の著作物の著作者(65頁)も含めてより詳しく論じておいた。

拙稿「共同著作、二次的著作」高林龍ほか編『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』(日本評論社、2012) 211頁

3 職務上作成される著作物の場合

III 創作者主義の例外 (59頁)

とくに付記すべきことはないが、2015年工業所有権法学会・著作権法学会合同研究大会では、知的財産権の帰属をテーマとするシンポジウムが開催された。本書の執筆者である潮海久雄と山根崇邦も、同シンポジウムのパネリストとして報告している(潮海「労働関係における知的財産権の帰属、報酬、人格権的側面についての横断的考察」、山根「著作権法15条1項をめぐる系譜的考察」)。詳しくは、学会誌である日本工業所有権法学会年報39号を参照されたい。

4 映画の著作物の場合

III 映画の円滑な流通のための特則 (65 頁)

とくに付記すべきことはないが、映画の著作物をめぐる権利主体（著作者・著作権者）については、2014 年著作権法学会においてシンポジウムが開催され、討論が行われている。詳しくは、学会誌である著作権研究 41 号を参照されたい。

同シンポジウムでは、映画製作の資本提供者である X が Y に映画製作を注文した場合、映画製作者と呼べるのはどちらかという問題についてとくに議論が行われた（本書 69 頁の **Question** もこの問題を扱っている）。近年では、しばしば製作委員会方式（複数の会社が 1 本の映画を製作するために出資し、その出資割合に応じて利益の配当を受けるというシステム）で映画が製作されるので、この点はとくに問題となる。裁判例にも、テレビ CM の広告主を映画製作者と認めたものがある（知財高判平 24・10・25 平 24（ネ）10008 号。本判決の評釈として、高瀬亜富「判批」著作権研究 39 号 231 頁をとくに推奨する）。